

地域包括支援センターの民間委託について

1 地域包括支援センターの概要

地域包括支援センター（以下センター）は、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う中核機関である。

センターには、高齢者人口に応じて**保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員**の**3職種**の配置が介護保険法により義務付けられており、条例により、高齢者数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき3職種の員数は、原則として各職種1名と規定している。

センターは、市町村が設置できることとされている。また、委託を受けた者もセンターを設置できることとされており、委託を受けることのできる者は、**医療法人、社会福祉法人、NPO法人**等になる。

県内のセンターは44市町村で直営31ヶ所、委託47ヶ所の計78ヶ所が設置されている。本市と同様の形態である「直営のみ」は、**城里町・東海村・大子町・美浦村・河内町・八千代町・利根町・下妻市**の**8市町村**となる。

2 委託理由

- ① センターの役割の変化
- ② 主任介護支援専門員の確保が困難
- ③ 団塊の世代の高齢化による支援を必要とする高齢者の増加

3 センターの役割の変化

センターの中核業務に、包括的支援業務として総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務のほか、介護保険法の改正により、平成30年度から「**在宅医療・介護連携推進事業**」「**認知症総合支援事業**」「**日常生活支援体制整備事業**」「**地域ケア会議**」の4事業がスタートした。また、「**成年後見制度**」は、市町村が中核機関を設置し、制度の利用促進を図ることが求められている。

以上、センターは、本来の現場対応の業務に加え、政策的業務が加わり、2025年を目途とした「**地域包括ケアシステム**」の構築に向け、求められる役割が大きく変化している。

4 本市の3職種の配置状況

◆千代田地区と霞ヶ浦地区の設定で2班体制

保健師	職員2名（うち係長1名）
社会福祉士	職員3名（うち係長1名）
主任介護支援専門員（ケアマネ）	臨職2名（ほか主任でない臨職ケアマネ2名）

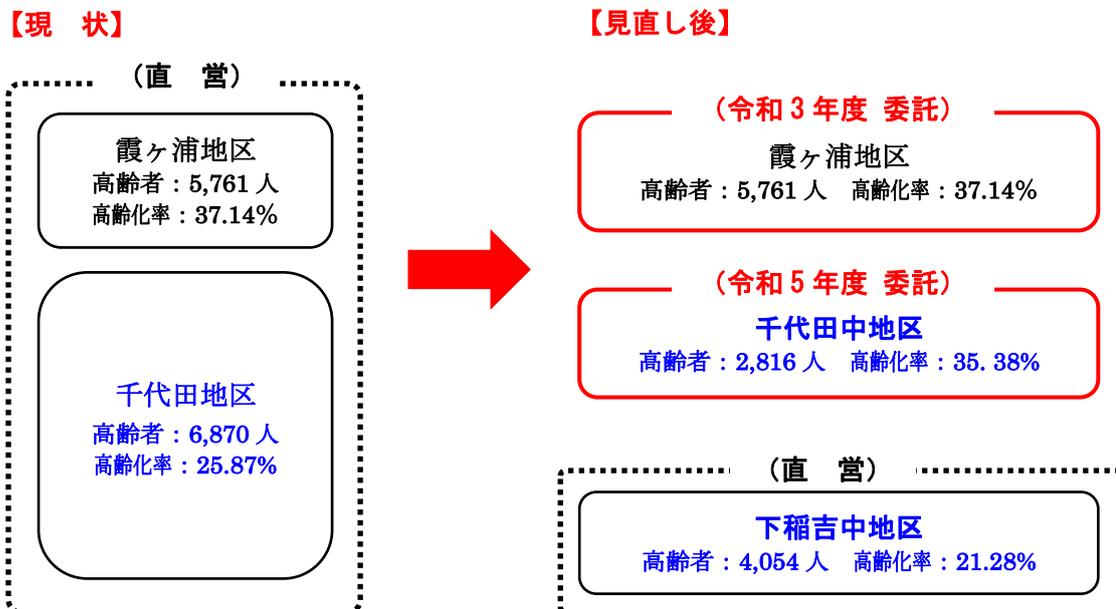
5 高齢者人口から見た3職種の適正配置と区域の見直し

センターの設置は、2025年に団塊の世代が75歳に到達すること念頭に置いた「**地域包括ケアシステム**」の構築の観点から中学校区単位での設置が望ましいとされている。

本市の高齢者人口から3職種の必要な配置数を考えると、千代田地区は、2中学校区で2班、霞ヶ浦地区で1班の体制が適正である。

提供するサービスの向上と今後の高齢者支援の需要の観点から、現状の区域設定を見直しし、直営と委託によるセンター運営に転換する必要がある。

◆区域の見直しと委託区域◆



※H310401 現在

6 委託スケジュール

霞ヶ浦中学校区の委託を令和2年度に予算措置し、プロポーザルを実施のうえ、事業者を決定、令和3年4月に開設する。その後2年間で委託したセンターの運営の安定化と自立的な業務遂行体制の構築を図り、次に同様の手法で令和5年4月に千代田中学校区のセンターを開設する。

下稲吉中学校区の委託は、同地区の高齢化と委託した2中学校区の運営状況を見て委託を判断する。

中学校区\年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
霞ヶ浦	・プロポーザル ・開設準備	■ 開設	→			
千代田			・プロポーザル ・開設準備	■ 開設	→	
下稲吉					委託検討	→